

松本市告示第626号

松本市犯罪被害者等支援金支給要綱を次のように定める。

令和6年10月11日

松本市長 臥雲 義尚

松本市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第47号）の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、予算の範囲内で松本市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度である）と医師に診断されたものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者であると市長が認める者をいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類等)

第3条 支援金の種類、支給額及び支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次のとおりとする。

種類	支給額	支給対象者
遺族支援金	30万円（既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては20万円）	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病支援金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。）であって、当該犯罪行為が行われた時点において市民であった者その他市長が必要と認める者
重傷病支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時点において市民であった者その他市長が必要と認める者

（遺族の順位）

- 第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第4号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 2 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者が死亡した時点において当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては第2条第4号イの子と、その他のときにあっては同号ウの子とみなす。
- 3 第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者であって遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

（支給の制限）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。
- ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する立場であったとき又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していたとき。
- イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条第1項の規定による接近禁止命令又は同法第10条の2の規定による退去等命令が発せられているとき。
- ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとき。
- (ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められるとき。

- (イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。
- (ロ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。
（支給申請）

第6条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下「遺族支援金支給対象者」という。）は、松本市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、市が当該確認をすることに同意した上で、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
 - (2) 住民票の写し、戸籍の附票その他遺族支援金支給対象者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類
 - (3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (4) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者（犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
 - (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
 - (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、松本市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 重傷病支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下「重傷病支援金支給対象者」という。）は、松本市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支

給申請書兼請求書（様式第4号）及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、市が当該確認をすることに同意した上で、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
- (2) 住民票の写し、戸籍の附票その他重傷病支援金支給対象者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
（申請期限）

第7条 前条の規定による申請（重傷病支援金の支給を受けた者が、遺族支援金の支給を受ける場合における申請を含む。）は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（支給決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、速やかに、松本市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うものとする。
- 3 前項の規定は、第1項に規定する支援金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）後においても適用があるものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により支援金の支給決定を受けたとき。
 - (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。
- 2 前項の規定により支援金の返還を命ぜられた支給決定者は、市長が定める期限までに当該支援金を返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年6月28日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

様式第1号（第6条関係）

松本市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先） 松本市長

申請者兼請求者 住所

ふりがな
氏名

電話

被害者との続柄

- 1 松本市犯罪被害者等支援金支給要綱第6条の規定により、次のとおり、松本市犯罪被害者等支援金の支給を申請し、請求します。

被害者	住所		☐ 同上
	氏名		☐ 同上
申請・請求内容	金額	☐ 遺族支援金 _____ 円	
	履歴	同一事件でこれまでに支援金の申請をしたことが ☐ 有 ☐ 無 有の場合 ()	

2 各種要件等

該当項目にチェックしてください。

- ☐ 松本市犯罪被害者等支援金支給要綱第2条第1号に定める犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位の遺族である。
- ☐ 犯罪行為が行われた時点で、松本市民であった。

3 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別		
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

4 除外事由

☐ 私は、次の(1)～(4)に掲げる除外事由のいずれにも該当しません。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係がある。ただし、次に掲げる場合は除きます。
 - ア 当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合
 - イ 犯罪被害者が18歳未満の場合
 - ウ 犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合
 - エ 加害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する接近禁止命令又は退去等命令が発せられている場合
 - オ 当該犯罪行為が、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等と認められる場合
- (2) 犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発した。
- (3) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった。
- (4) 犯罪被害者又は申請者が、松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者である。

5 申請事項に係る同意等

- (1) 松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないことを、市が警察当局へ照会すること。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金を受給したと市長が認めた場合には、支援金を市に返還すること。
- (3) 支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認すること。
- (4) 申請者である私が、松本市犯罪被害者等支援金支給要綱第4条に規定する第1位順位遺族（第1位順位遺族が2人以上いる場合は、遺族間での協議で決定された代表者）であることに相違がなく、また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、市に一切の迷惑をかけないこと。

私は上記内容に同意します。 申請者 _____ (署名)

6 代理申請（代理申請を行わない場合は不要）

代理申請をする理由	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	

添付書類（次のうち、必要なもの）

	添付	書類
共通	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票又は松本市に住所を有していることを証することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
遺族支援金	☐	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証することができる書類の写し
	☐	申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本その他の証明書（犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、その者の生年月日等が分かる書類）
	☐	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、パートナーシップ届出受領証等）
	☐	申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位遺族の死亡を明らかにすることができる書類等）
	☐	申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する書類、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等）
該当する場合	☐	代理人による代理申請を行う場合は、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状等）
	☐	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し
	☐	その他、市長が必要と認める書類（ ）

様式第2号（第6条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

犯罪被害の概要

被害者の氏名	ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日		
被害者の 被害時の住所	〒 -		
被害年月日	年 月 日		
犯罪被害を知った 日	年 月 日		
被害場所			
罪 種	(判明していない場合は、記載不要)		
被害の状況 (警察に届け出た内容等)			
被害届等の提出	有 ・ 無	被害届提出日	年 月 日
届出警察署 (捜査担当警察署等)	都道府県 警察署		

私は、上記の申告内容について、松本市が調査し、警察等関係機関が保有する犯罪被害者の個人情報（警察における事件認知の有無、事件の発生場所及び日時）を、警察等関係機関から松本市へ提供することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）^{ふりがな}氏名 _____（署名）

住所
電話番号
被害者との続柄

様式第3号（第6条関係）

松本市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書

年 月 日

（宛先）松本市長

（代表者） 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電話番号

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申し出ます。なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

私は上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 （署名・押印）	犯罪被害者との続柄	住所	連絡先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の同意について、署名できない理由等（未成年者又は所在不明等）を付して、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者との続柄	署名できない理由等

様式第4号（第6条関係）

松本市犯罪被害者等支援金（重症病支援金）支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先） 松本市長

申請者兼請求者 住所
ふりがな
氏名
電話

被害者との続柄

（申請者が被害者本人以外の場合）

- 1 松本市犯罪被害者等支援金支給要綱第6条の規定により、次のとおり、松本市犯罪被害者等支援金の支給を申請し、請求します。

被害者	住所		☐ 同上
	氏名		☐ 同上
申請・請求内容	金額	☐ 重傷病支援金 _____ 円	
	履歴	同一事件でこれまでに支援金の申請をしたことが ☐ 有 ☐ 無 有の場合 ()	

2 各種要件等

該当項目にチェックしてください。

- ☐ 松本市犯罪被害者等支援金支給要綱第2条第1号に定める犯罪行為により重症病を負った。
- ☐ 犯罪行為が行われた時点で、松本市民であった。

3 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別		
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

4 除外事由

☐ 私は、次の(1)～(4)に掲げる除外事由のいずれにも該当しません。

- (1) 犯罪被害者と加害者との間に3親等以内の親族関係がある。ただし、次に掲げる場合は除きます。
 - ア 当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合
 - イ 犯罪被害者が18歳未満の場合
 - ウ 犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合
 - エ 加害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する接近禁止命令又は退去等命令が発せられている場合
 - オ 当該犯罪行為が、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等と認められる場合
- (2) 犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発した。
- (3) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった。
- (4) 犯罪被害者又は申請者が、松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者である。

5 申請事項に係る同意等

- (1) 松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないことを、市が警察当局へ照会すること。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金を受給したと市長が認めた場合には、支援金を市に返還すること。
- (3) 支援金の支給に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認すること。

私は上記内容に同意します。 申請者 _____ (署名)

6 代理申請（代理申請を行わない場合は不要）

代理申請をする理由	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	

添付書類（次のうち、必要なもの）

	添 付	書 類
共 通	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票又は松本市に住所を有していることを証することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
重 傷 病 支 援 金	☐	犯罪被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書
該 当 す る 場 合	☐	代理人による代理申請を行う場合は代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状等）
	☐	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し
	☐	その他、市長が必要と認める書類 ()

様

松本市長

松本市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、松本市犯罪被害者等支援金について、下記のとおり決定しましたので、松本市犯罪被害者等支援金支給要綱第 6 条の規定により通知します。

記

☐ 支給

支援金の種類

☐ 遺族支援金

☐ 重傷病支援金

支援金の額

円

支給予定日

年

月

日

☐ 不支給

理由

松本市犯罪被害者等支援金支給要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、支援金の返還を求めます。